

藤沢市介護保険認定調査票作成手数料交付要綱

制 定 平成 11. 9. 10 告示第 160 号
改 正 平成 12. 3. 31 告示第 364 号
平成 13. 3. 29 告示第 359 号
平成 20. 4. 1 告示第 392 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 28 条第 5 項の規定（法において同項の規定を準用する場合を含む。）によりこの市が委託した被保険者の心身の状況等の調査（以下「要介護認定訪問調査」という。）の実施に伴い作成された認定調査票に係る手数料の交付について必要な事項を定めるものとする。

(平成 13 告示 359・一部改正) (平成 20 告示 392・一部改正)

(手数料の交付)

第 2 条 市長は、要介護認定訪問調査の受託者（以下「受託者」という。）が当該要介護認定訪問調査の実施に伴い作成した認定調査票をこの市に提出したときは、当該受託者に対して作成に係る手数料（以下「作成手数料」という。）を支払うものとする。

(作成手数料の額)

第 3 条 作成手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 要介護認定訪問調査の対象者（以下「対象者」という。）が受託者の事業所の所在地と同一の敷地内に存する当該受託者が所有し、又は管理する施設に入所している者である場合 3,500 円
- (2) 前号以外の場合 5,000 円

2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象者の居所と受託者の事業所の所在地との距離、対象者の居所の地理的状況等の理由により同項の作成手数料の額により難いと認める場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を当該対象者に係る作成手数料の額とすることができる。

(1) 対象者が受託者の事業所の存する市町村（神奈川県内に限る。以下この号において同じ。）以外の市町村の区域内を居所としている者である場合

6,300円

(2) 対象者が受託者の事業所の存する都道府県以外の都道府県の区域内を居所としている場合 8,300円

(平成12告示362・全改)

(作成件数の確認)

第4条 市長は、各月においてこの市に提出された認定調査票について、その翌月の10日までに当該認定調査票に係る被保険者の被保険者番号、氏名等を記載した書面を当該認定調査票を作成した受託者に対して送付し、認定調査票の作成件数の確認を求めるものとする。

2 前項の書面の送付を受けた受託者は、当該書面の内容を確認した場合において、当該書面に記載された被保険者に、当該受託者が作成した認定調査票に係る被保険者以外の被保険者が含まれているとき又は当該受託者が作成した認定調査票に係る被保険者が含まれていないときは、当該書面の送付を受けた日から7日までにその旨を市長に報告するものとする。

(平成13告示359・全改)

(作成手数料の支払)

第5条 市長は、前条第2項の規定による報告がないとき又は同項の規定による報告に基づいて更正した書面を受託者に送付したときは、当該受託者から

作成手数料の支払についての請求があったものとみなして同項の期間の満了する日の属する月の末日までに当該受託者に対して作成手数料を支払うものとする。

- 2 前項の作成手数料の支払は、あらかじめ受託者が市長に届け出た指定口座に振り込む方法により行うものとする。

(平成13告示359・全改)

附 則

この告示は、平成11年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年告示第364号)

- 1 この告示は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市介護保険認定調査票作成手数料交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に作成を依頼する認定調査票について適用し、同日前に作成を依頼した認定調査票については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年告示第359号)

- 1 この告示は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条及び第5条の規定は、この告示の施行の日以後にこの市に提出された認定調査票の作成手数料について適用し、同日前にこの市に提出された認定調査票の作成手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年告示第392号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。